NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

平成30年6月18日

トラック事業者に対して行政処分を行いました

～　過積載運送を行った事業者へ事業停止７日間を命令　～

岡山運輸支局では、岡山県のトラック事業者である妙見開発有限会社本社営業所に対し、関係機関からの過積載運送に関する通報を端緒として、平成２９年６月１６日に監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令の違反が認められたことから、同法第３３条の規定に基づき、下記のとおり、同社本社営業所に対し７日間の事業停止等の命令を行いましたので、お知らせします。

なお、過積載運送の再発違反防止のために、荷主勧告制度に基づき、今回の違反に関連する荷主に対して協力要請書を発出しています。

記

１　行政処分年月日：平成３０年６月１１日　（処分権者：中国運輸局長　川中（かわなか）　邦男（くにお））

２　事　業　者　名：妙見開発 有限会社　（代表取締役　知光（ちこう）　晋芳（くによし））
（法人番号：7240002043339）
住　　所：岡山県笠岡市茂平１３７２番地９
処分対象営業所：本社営業所
（岡山県笠岡市茂平１３７２番地９）

３　行政処分の内容
（１）本社営業所に係る事業停止　７日間（平成30年6月18日から平成30年6月24日まで）
（２）事業用自動車の使用停止　３５３日車（２両×１１７日＋１両×１１９日）
（平成30年6月25日から平成30年10月19日及び21日まで）

・今回の違反により、処分日車数が４３０日車となったことから「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成２１年１０月１日付け中国運輸局公示第９６号）」２及び５に基づき、本社営業所に７日間の事業停止を行うこととし、事業停止期間終了日翌日より延べ３５３日間、事業用自動車３両を使用停止処分とする。（配置車両数：１１両）

４　違反の内容　：別紙のとおり

５　違反点数付与状況　：４３点（累積点数４３点）

【問い合わせ先】
中国運輸局　自動車運送事業安全監理室
担当者：片岡（かたおか）・鹿島（かしま）
TEL:082－228－3460
FAX:082－228－3452

岡山運輸支局　自動車運送事業監査室
担当者：坪倉（つぼくら）・山手（やまて）
TEL:086－286－8122
FAX:086－286－8147

【資料配付先】
（広島地区）:JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ
（岡山地区）:交通記者クラブ

別　紙

【違反の内容】

１．過積載による運行を行っていた。【４２０日車】
（貨物自動車運送事業法第１７条第３項）

２．整備管理者に対し研修を受講させていなかった。【１０日車】
（貨物自動車運送事業法第１７条第４項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１５条）

【参　考】最近の事業停止処分状況（中国運輸局管内のトラック関係）　※今回を含みます。

	事業停止 3 日間	事業停止 7 日間	事業停止 10 日間	事業停止 14 日間	事業停止 30 日間	年度合計
平成 26 年度						
平成 27 年度					3 件	3 件
平成 28 年度					3 件	3 件
平成 29 年度	1 件				5 件	6 件
平成 30 年度		1 件				1 件